島根県のうち浜田市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十三キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
島根県のうち浜田市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十三キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
島根県のうち飯石郡のうち飯南町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
広島県のうち東広島市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十三キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、

		四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
広島県のうち東広島市	同時に給油することができる自動車の数が十二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
広島県のうち山県郡のうち安芸太田町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
広島県のうち山県郡のうち安芸太田町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長崎県のうち長崎市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、